

# 届出記載要領

令和5年11月

柏市

## 目 次

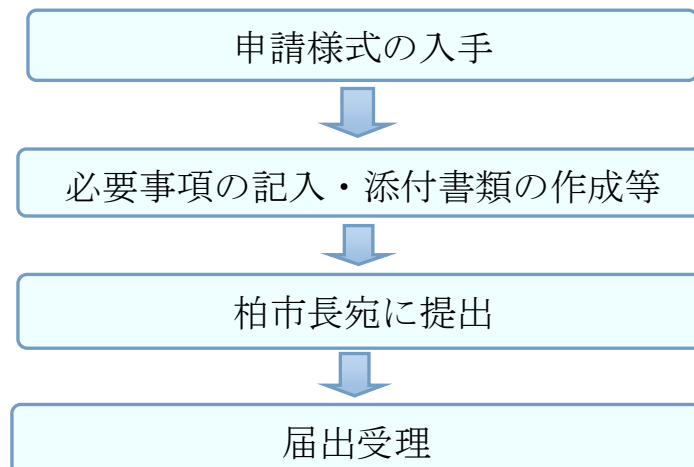
1. 有害使用済機器の保管等に関する届出について	3
(1) 新規届出	4
(2) 変更届出	11
(3) 廃止届出	14
2. 届出を要しない場合	16

## 1. 有害使用済機器の保管等に関する届出について

柏市内に保管ヤードを設置する有害使用済機器保管等業者は、柏市長宛に、有害使用済機器の保管等に関する届出が必要となります。

表 届出の種類と提出時期

届出が必要な場合	届出の種類	提出時期	添付書類
法改正の施行日（平成30年4月1日）以後に、新たに有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業を開始する場合	保管等の届出 (様式第35の2)	有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業を開始する日の10日前まで	①計画概要 ②事業場の平面図及び付近の見取図 ③施設設置の場合は処理方式、構造及び設備等の図面及び書類 ④事業場、施設の所有権、使用权原を有することを証する書類 ⑤処分、再生を行う場合の廃棄物の処理方法 ⑥個人の場合は住民票 ⑦法人の場合は定款、登記事項証明書 ⑧未成年等の場合は法定代理人の住民票の写し
法改正の施行日（平成30年4月1日）に、既に有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業を行っていた場合		改正法の施行後6ヶ月（平成30年10月1日）まで	
届け出た事項を変更する場合	変更の届出 (様式第35の3)	変更の日の10日前までただし、添付書類④、⑥、⑦、⑧に掲げる書類を添付して行う場合にあっては、これらの書類の変更後速やかに届け出ること。	上記①～⑧のうち、変更があった内容により添付
有害使用済機器の保管又は処分の一部又は全部を廃止した場合	廃止届出 (様式第35の4)	廃止日から10日以内	-----



(1) 新規届出

届出事項と対応する様式等  
(新規届出)

	項目	記入対象 様式	添付 書類
a	氏名又は名称及び住所 (法人の場合) 代表者の氏名	様式第 35 号 の 2	— — — —
b	事業の範囲		
c	事業所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積		
d	保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器 の品目, 保管量及び保管の高さ		
e	保管高の上限		
f	(処分を行う場合) 当該処分又は再生に係る事業場の所在地及び処分する有害使 用済機器の品目		
g	(事業の用に供する施設を設置する場合) 当該施設の種類, 数量, 設置場所, 設置年月日及び処理能力		
h	(未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合) 法定代理人の氏名及び住所		
①	事業計画の概要	— — — —	●
②	事業場の平面図及び付近の見取図	— — — —	●
③	(事業の用に供する施設を設置する場合) 当該施設の処理方式, 構造及び設備の概要, 構造を明らかに する平面図, 立面図, 断面図, 構造図及び設計計算書並びに 当該施設の付近の見取図	— — — —	●
④	事業場又は施設の所有権を有することを証する書類	— — — —	●
⑤	(処分又は再生を業として行う場合) 処分又は再生に伴って 生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書 類	— — — —	●
⑥	(個人の場合) 住民票の写し	— — — —	●
⑦	(法人の場合) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書	— — — —	●
⑧	(未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合) 法定 代理人の住民票の写し	— — — —	●

● : 必ず添付 (③, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧は該当する場合のみ)

a 氏名又は名称及び住所

- ・ 個人の場合は氏名を記載してください。
- ・ 法人 (企業、団体等) の場合は登記上の名称及び代表者の氏名を記載してくださ  
い。
- ・ 事業者の主たる事務所 (本社等) の郵便番号及び住所 (都道府県から番地までを  
記載してください。

b 事業の範囲

- ・「保管のみ」，「保管及び処分（再生を含む）」の届出する事業の範囲を記載してください。

なお，ドライバー等を用いて人力で行なういわゆる「手解体」は，「処分」には該当しません。

c 事業所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積

- ・有害使用済機器の保管等の業を行おうとする事業場の場所の所在地と面積を記載してください。

※敷地が道路等で分割している場合についても，一体的な管理がなされている場合（例えば，一つの事務所で2カ所のヤードの管理を行っている場合など）は，一つの事業所とみなします。

d 保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目，保管量及び保管の高さ

- ・有害使用済機器の保管等の場所毎に所在地，面積，保管する有害使用済機器の品目，保管量及び保管の高さを記載してください。

e 保管高の上限

- ・保管場所毎の保管高の上限を記載してください。

f 当該処分に係る事業場の所在地及び処分する有害使用済機器の品目

- ・処分を行う場合は，当該処分に係る事業場の所在地及び処分する事業場毎に処分する有害使用済機器の品目を記載してください。

g 当該施設の種類，数量，設置場所，設置年月日及び処理能力

- ・事業の用に供する施設を設置する場合は，当該施設毎に施設の種類，数量，設置場所，設置年月日及び処理能力を記載してください。

h（未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合）法定代理人の氏名及び住所

- ・未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合は，法定代理人の氏名及び住所を記載してください。

①事業計画の概要【添付書類】

- ・事業の全体計画
- ・処理の方法（保管・処分の別）
- ・取扱品目（品目毎の受入予定量，予定受入先，保管場所，処理方法，予定持出先）

②事業場の平面図及び付近の見取図【添付書類】

- ・事業場の状況が分かる平面図
- ・事業場の周辺の状況がわかる見取図

③施設の処理方式，構造及び設備の概要，構造を明らかにする平面図，立面図，断面図，構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図【添付書類】

- ・事業の用に供する施設を設置する場合は，当該施設の処理方式，構造及び設備の概要，構造を明らかにする平面図，立面図，断面図，構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

④届出者が場所又は施設の所有権を有することを証する書類【添付書類】

- ・土地の登記事項全部証明書（申請の3ヶ月以内に発行されたもの）等（借地の場合は賃借契約及び同意書等が必要）

⑤（処分又は再生を業として行う場合）処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類【添付書類】

- ・処分又は再生を業として行う場合は，処分又は再生に伴って生じた廃棄物の種類別に，その処理方法または再生品の利用方法が明記されたものを提出してください。

⑥（個人の場合）住民票の写し【添付書類】

- ・個人の場合は住民票（届出の直近3ヶ月以内に発行されたもの。）

⑦（法人の場合）定款又は寄附行為及び登記事項証明書【添付書類】

- ・法人の場合は法人の登記事項証明書（届出の直近3ヶ月以内に発行されたもの）

⑧（未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合）法定代理人の住民票の写し【添付書類】

- ・未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合は，法定代理人の住民票（届出の直近3ヶ月以内に発行されたもの。）

ア 様式第 35 号の 2 有害使用済機器保管等届出書（第 1 面）の記載例

有害使用済機器保管等届出書

柏市長 殿

〇〇年〇〇月〇〇日

**届出者が法人の場合は、法人登記事項証明書に記載されている本店住所・名称を記載して下さい。また、届出者が個人の場合は、住民票に記載されている住所・氏名を記載してください。**

届出者  
住所 〒277-〇〇〇〇  
柏市〇〇〇丁目〇番地〇号  
氏名 〇〇〇〇株式会社  
代表取締役 柏 太郎  
電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

<p>事業の範囲（取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。）</p>	<p>有害使用済機器の品目： 冷蔵庫、電気掃除機、扇風機、ゲーム機、デジタルカメラ</p> <p>取り扱う品目のすべてを記載してください。</p> <p>処理の区分 保管のみ ・ 保管及び処分（再生を含む）</p> <p>該当する区分を囲んでください。</p>
<p>事務所及び事業場の所在地等</p>	<p>事務所 〇〇事業場 電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇 柏市〇〇〇丁目〇番地〇号</p> <p>事業場 同上 電話番号 同上 面積 〇〇〇 m<sup>2</sup></p>
<p>保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。）</p>	<p>所在地：同上 面積：〇〇m<sup>2</sup>、最大高さ 5m 品目：冷蔵庫、電気掃除機、扇風機、ゲーム機、デジタルカメラ</p> <p>品目は上記「有害使用済機器の品目」と同一となります。また、保管場所が複数あるなどでスペースが足りない場合は、「別紙のとおり」と記載し、一覧を添付する形でも構いません。（以下同様）</p>
<p>処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目</p>	<p>所在地：同上 品目：ゲーム機、デジタルカメラ</p> <p>こちらの欄は有害使用済機器を処分する場合のみ、その所在地及び品目を記載してください。</p>
<p>事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力</p>	<p>施設の種類：破砕機 数量：1機 設置場所：同上 設置年月日：〇〇年〇〇月〇〇日 処理能力：〇〇トン/時間</p> <p>こちらの欄は有害使用済機器を処分する施設がある場合のみ、その種類等を記載してください。</p>
<p>※事務処理欄</p>	

イ 有害使用済機器保管等届出書（第2面）の記載例

届出者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
		<p>・必ず本名とふりがなを記載してください。                      ・外国人の方は、通称名とふりがなも記載してください。                      ・個人の場合で屋号がある場合は屋号も記載してください。</p>
（法人である場合）		
(ふりがな) 名称	住所	
〇〇〇〇株式会社	〒277-0000 柏市〇〇〇丁目〇番地〇号	
法定代理人（届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
		<p>・必ず本名とふりがなを記載してください。</p>
備考		
<p>1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。                      2 ※欄は記入しないこと。                      3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。                      4 都道府県知事が定める部数を提出すること。</p>		

（日本産業規格 A列4番）



## 添付書類の記載例

### ①事業計画の概要【添付書類】

#### (1) 事業目的

当社は、金属類やプラスチック類の販売を目的に、1900年から有害使用済機器の保管・処分を行っており、取り出した金属類やプラスチック類は、国内外の鉄鋼業者等に販売している。

#### (2) 本社及び営業所

①本社 ○○県○○市○○○-○-○

②柏営業所 柏市×××丁目×番地×号

#### (3) 処理の方法

保管：冷蔵庫は地面に直置きで保管する。その他は容器に保管する。

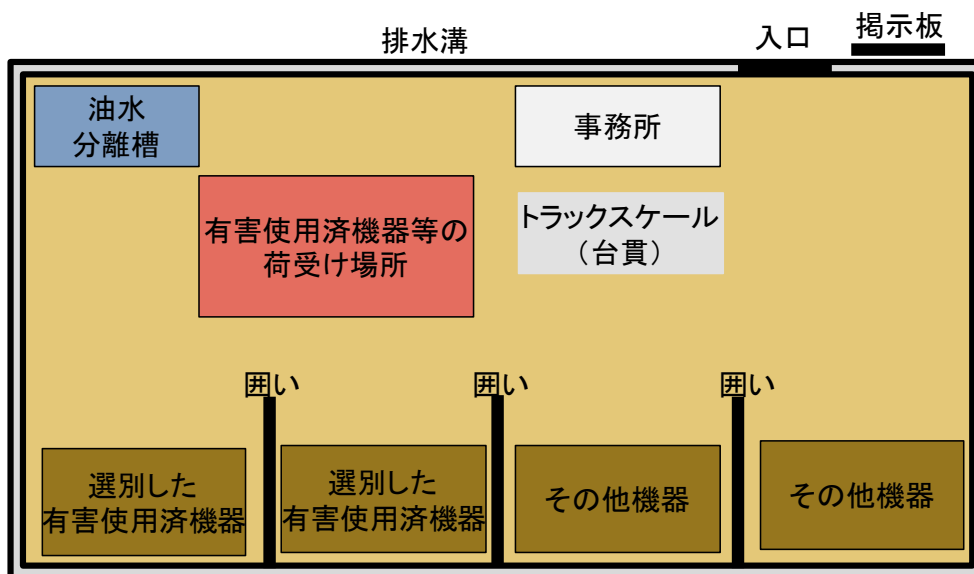
処分：ゲーム機、デジタルカメラは分解した後に破砕機にかけ、一定量が確保されたら出荷する。

#### (4) 主な取引先

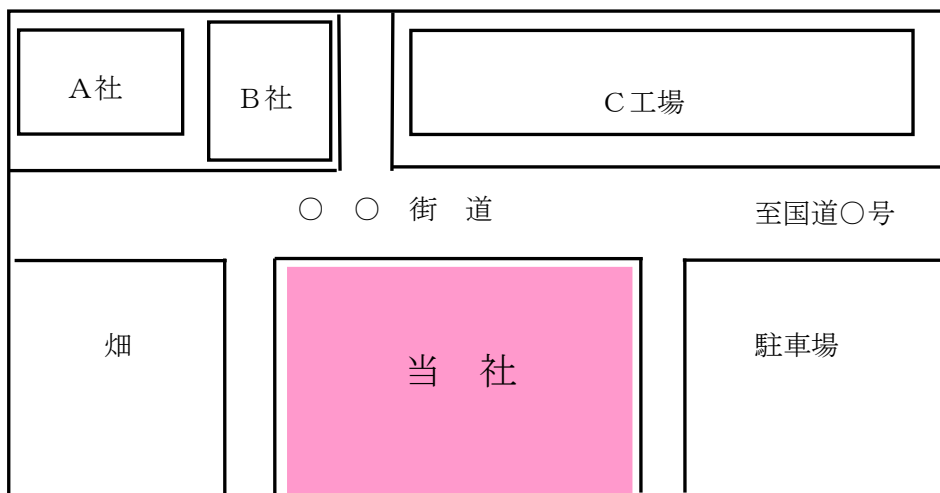
①国内 ○○○○株式会社，有限会社△△△△

②国外 ×××公司

### ②事業場の平面図及び付近の見取図【添付書類】



事業場の平面図



付近の見取図（独自に作成する他，地図の添付でも大丈夫です）

③施設の処理方式，構造及び設備の概要，構造を明らかにする平面図，立面図，断面図，構造図及び概算計算書【添付書類】

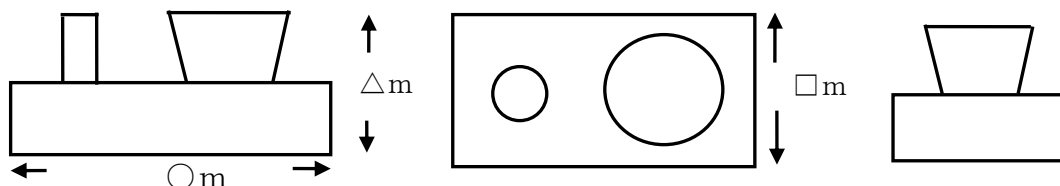
(1) 施設の種類：破砕機

数 量：1機

設置年月日：〇〇年〇〇月〇〇日

処理能力：〇〇トン／時間

(2) 平面図，立面図，断面図



独自に作成する他，カタログ添付で大丈夫です。

(3) 概算計算書

処理能力：〇〇トン／時間

稼働時間：午前9時から午後5時まで間のΔ時間

処理量：〇〇トン×Δ時間＝××トン

⑤処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類【添付書類】

プラスチック類等の廃棄物は，産業廃棄物の許可を有する事業者処理を委託する。

(2) 変更の届出

(変更届出)

	項目	記入対象 様式	添付 書類
a	氏名又は名称及び住所 (法人の場合) 代表者の氏名	様式第 35 号 の 3	----
b	届出を行った年月日		
c	変更の内容		
d	変更の理由		
e	変更予定年月日		
①	事業計画の概要を記載した書類	----	※
②	事業場の平面図及び付近の見取図	----	※
③	(事業の用に供する施設を設置する場合) 当該施設の 処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする 平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並び に当該施設の付近の見取図	----	※
④	事業場又は施設の所有権を有すること (所有権を有し ない場合には、当該場所を使用する権原を有すること) を証する書類	----	※
⑤	(処分又は再生を業として行う場合) 処分又は再生に 伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法 を記載した書類	----	※
⑥	(個人の場合) 住民票の写し	----	※
⑦	(法人の場合) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書	----	※
⑧	(未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場 合) 法定代理人の住民票の写し	----	※

※：変更がある場合に添付

a 氏名又は名称及び住所

- ・個人の場合は氏名を記載してください。
- ・法人(企業、団体等)の場合は登記上の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- ・事業者の主たる事務所(本社等)の郵便番号及び住所(都道府県から番地まで)を記載してください。

b 届出を行った年月日

- ・変更対象となる届出を行った年月日を記載してください。

c 変更の内容

- ・変更する内容を具体的に記載してください。

d 変更の理由

- ・変更の理由を具体的に記載してください。

e 変更予定年月日

- ・変更を予定する年月日を記載してください。

※①～⑧は変更事由に応じた添付書類を作成・添付してください。  
(新規届出の記載例を参照してください)

ウ 様式第 35 号の 3 有害使用済機器保管等変更届出書の記載例

有害使用済機器保管等変更届出書		
		〇〇 年〇〇月〇〇日
柏市長 殿		
届出者		
住 所 〒277-〇〇〇〇 柏市〇〇〇丁目〇番地〇号		
氏 名 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 柏 太郎		
電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇		
〇〇年 〇〇月 〇〇日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
	新	旧
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。）	代表取締役の変更 柏 太郎	柏 花子
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">                     法定代理人(届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)が変更した場合に記載する欄です。                      新しい法定代理人の方の本名とふりがなを記載してください。                 </div>		
変 更 の 理 由	代表者の新任退任	
変更予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
備 考		
1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

(3) 廃止の届出

事業の一部の廃止とは、保管又は処分・再生の内の一部事業を廃止する場合や、複数の事業場の内一部を廃止する場合、取り扱い品目の一部を廃止する場合などを指します。

(廃止届出)

	項目	記入対象様式	添付書類
a	氏名又は名称及び住所 (法人の場合) 代表者の氏名	様式第 35 号の 4	---
b	届出を行った年月日		
c	廃止した事業の範囲		
d	廃止の理由		
e	廃止の年月日		

a 氏名又は名称及び住所

- ・ 個人の場合は氏名を記載してください。
- ・ 法人（企業、団体等）の場合は登記上の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- ・ 事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（都道府県から番地まで）を記載してください。

b 届出を行った年月日

- ・ 廃止対象となる届出を行った年月日を記載してください。

c 廃止した事業の範囲

- ・ 廃止した事業の範囲を具体的に記載してください。

d 廃止の理由

- ・ 廃止の理由を具体的に記載してください。

e 廃止の年月日

- ・ 廃止した年月日を記載してください。

エ 様式第 35 号の 4 有害使用済機器保管等廃止届出書（第 1 面）の記載例

<p>有害使用済機器保管等廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">〇〇 年〇〇月〇〇日</p> <p>柏市長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所 〒277-〇〇〇〇 柏市〇〇〇丁目〇番地〇号 氏 名 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 柏 太郎 電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>〇〇 年 〇〇月 〇〇日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p>	
<p>廃止した事業の範囲</p>	<p>有害使用済機器の保管の廃止</p>
<p>廃止の理由</p>	<p>施設の老朽化に伴う事業の廃止</p>
<p>廃止の年月日</p>	<p>〇〇年〇〇月〇〇日</p>
<p>備 考</p> <p>1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。</p> <p>2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。</p>	

## 2. 届出を要しない場合

有害使用済機器の保管や処分等を行う場合であっても、次に掲げる方は届出義務の適用が除外されています。

- ①法や特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づく許認可等を受けた下記の事業者の方

表 届出を要しない者等（※下の表中の処分には再生を含みます）

対象事業者（※）	届出不要となる処理	
	保管	処分
一般廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る。）	届出不要	
一般廃棄物処分業者	届出不要	届出不要
一般廃棄物再生利用認定業者（積替保管を含む収集運搬のみに係る認定を受けた者に限る。）	届出不要	
一般廃棄物再生利用認定業者（処分に係る認定を受けた者に限る。）	届出不要	届出不要
一般廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第9条の9第2項第2号に規定する者であって積替施設を有する者に限る。）を含む。）	届出不要	
一般廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第9条の9第2項第2号に規定する者であって当該処理の用に供する施設を有する者に限る。）を含む。）	届出不要	届出不要
産業廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る。）	届出不要	
産業廃棄物処分業者	届出不要	届出不要
産業廃棄物再生利用認定業者（積替保管を含む収集運搬のみに係る認定を受けた者に限る。）	届出不要	
産業廃棄物再生利用認定業者（処分に係る認定を受けた者に限る。）	届出不要	届出不要
産業廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第15条の4の3第2項第2号に規定する者であって積替施設を有する者に限る。）を含む。）	届出不要	



産業廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第15条の4の3第2項第2号に規定する者であって当該処理の用に供する施設を有する者に限る。）を含む。）	届出不要	届出不要
市町村等の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（積替保管を含む収集運搬に係る委託を受けた者に限る。）	届出不要	
再生利用されることが確実であることが適当であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって市町村長の指定を受けた者（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）	届出不要	
広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）	届出不要	
市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者	届出不要	届出不要
再生利用されることが確実であることが適当であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けた者	届出不要	届出不要
広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者	届出不要	届出不要
再生利用されることが確実であることが適当であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって都道府県知事の指定を受けた者（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）	届出不要	
再生利用されることが確実であることが適当であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事の指定を受けた者	届出不要	届出不要
広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者	届出不要	届出不要
家電リサイクル法第23条第1項の設定を受けた製造業者等	届出不要	届出不要

家電リサイクル法第 23 条第 1 項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保管を行う者（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	
家電リサイクル法第 23 条第 1 項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて処分を行う者（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	届出不要
家電リサイクル法第 32 条第 1 項に規定する指定法人	届出不要	届出不要
家電リサイクル法第 32 条第 1 項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	
家電リサイクル法第 32 条第 1 項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	届出不要
小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項に基づく認定事業者（当該認定を受けた再資源化事業計画（変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。）に従って積替保管のみを行う場合に限る。）	届出不要	
小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項に基づく認定事業者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。）	届出不要	届出不要
小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。）	届出不要	
小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行う者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う者に限る。）	届出不要	届出不要

注：有害使用済機器の対象品目の廃棄物の処理に係る許可等とは、金属又はプラスチックを主として含む廃棄物の処理に係る許可等を含みます。

②行政機関（規則第 13 条の 2 第 1 項第 2～4 号）

- ・市町村，都道府県，国

③有害使用済機器の保管量が少ないこと等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれが少ないと考えられる方（事業場の敷地面積 100 m<sup>2</sup>未満と規定）

④本業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行う場合

【製造業者等】

- ・ 自ら製造した製品の工程不良品やリコール品，保証期間内の故障品を処分のため保管する製造業者等
- ・ 型落ち在庫やモニター回収品を処分のため保管する製造業者等

【販売業者等】

- ・ 店頭・ショールームでの展示品を処分のため一時保管する小売店等
- ・ カー用品等の購入・取付時に，本業に付随して旧機器を回収し処分のため一時保管するカー用品店
- ・ リース・レンタル終了後の，本業に付随して機器を処分のため一時保管するリース・レンタル会社

【機器の回収を伴うその他の業】

- ・ 機器の修理時に新品交換された故障品を回収し処分のため一時保管する修理・メンテナンス業者
- ・ 携行品保険等が適用された破損機器を回収し処分のため一時保管する損害保険会社
- ・ 機器について，本業に付随して回収し処分のため一時保管する小売店